

壱岐振興局専決許可 ー移行公示ー

現在の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
2 そうびきとびうお船びき網漁業	機船船びき網	2 そうびきとびうお船びき網漁業（郷ノ浦地区）	次の点1、イ、ロ、ハ、ニ、5を順次結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた海面。ただし、共同漁業権北共第50号の区域及び横瀬、でき曾根周辺海域（共同漁業権北共第51号、52号の中心から半径1,500メートルの円で囲まれた海域）を除く。 （基点） 1. 壱岐市郷ノ浦町沼津火島南端 2. 同市同町平島南端 3. 平戸市二神島灯台 4. 福岡県鳥帽子島灯台 5. 壱岐市郷ノ浦町初山東触海豚崎灯台 （点） イ 1から真方位270度 13,000メートルのところ ロ 2から真方位270度 13,000メートルのところ ハ 2と3の midpoint ニ 2と3の midpointと4を結ぶ直線と、5から真方位135度の直線との交点	8月1日から10月31日まで	定めなし	20トン未満	長崎県壱岐市郷ノ浦町の区域に住所を有する者	対象とする	対象とする
いわし、あじ、さば浮敷網漁業	敷網	いわし、あじ、さば浮敷網漁業	壱岐市沿海とする。ただし、共同漁業権の区域を除く。	4月1日から12月31日まで	定めなし	20トン未満	長崎県壱岐市に住所を有する者	対象とする	対象とする
三重さし網漁業	固定式さし網	固定式さし網（三重さし網）漁業（郷ノ浦町地区）	共同漁業権北共第50号の沖出し区域とする。ただし、共同漁業権北共第50号、51号、52号の区域及びその保護区域を除く。	1月1日から12月31日まで	定めなし	20トン未満	長崎県壱岐市郷ノ浦町の区域に住所を有する者	対象とする	対象とする
		固定式さし網（三重さし網）漁業（壱岐東部地区）	共同漁業権北共第46号の沖出し区域とする。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月1日から12月31日まで	定めなし	20トン未満	長崎県壱岐市芦辺町（瀬戸浦、箱崎大左右触、箱崎諸津触、箱崎江角触、箱崎本村触、箱崎谷江触、箱崎中山触、箱崎釘ノ尾触を除く）に住所を有する者	対象とする	対象とする
		固定式さし網（三重さし網）漁業（石田町地区）	共同漁業権北共第47、48、49号の沖出し区域とする。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月1日から12月31日まで	定めなし	20トン未満	長崎県壱岐市石田町に住所を有する者	対象とする	対象とする

壱岐振興局専決許可 ー移行公示ー

現在の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
三重さし網漁業	固定式さし網	固定式さし網（三重さし網）漁業（箱崎地区）	<p>次の点イとロを結ぶ直線の延長線以北及び基点4と点ハを結ぶ直線の延長線以東であって、共同漁業権北共第45号の外郭から沖出し1,000メートルの線によって囲まれた芦辺町地先海面。ただし、共同漁業権北共第45号の区域を除く。</p> <p>(基点)</p> <ol style="list-style-type: none"> 壱岐市芦辺町瀬戸浦東鼻先端 壱岐市芦辺町芦辺浦東鼻先端 壱岐市芦辺町竜神崎先端 壱岐市勝本町と同市芦辺町との最高高潮時海岸線における境界。 <p>(点)</p> <p>イ 基点1と2を結ぶ直線の中央のところ。</p> <p>ロ 基点3から110度、1,500メートルのところ。</p> <p>ハ 基点4から0度、1,500メートルのところ。</p>	1月1日から9月30日まで	定めなし	20トン未満	長崎県壱岐市芦辺町瀬戸浦、箱崎大左右触、箱崎中山触、箱崎江角触、箱崎谷江触、箱崎本村触、箱崎釘ノ尾触、箱崎諸津触の区域に住所を有する者	対象とする	対象とする
ひらめ・かれい・雑魚一重さし網漁業		固定式さし網（ひらめ・かれい・雑魚一重さし網）漁業（壱岐東部地区）	<p>次の点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域。</p> <p>(基点)</p> <ol style="list-style-type: none"> 壱岐市芦辺町長者原崎先端（イナリサンモタレ） 同市同町八幡浦左京鼻先端(カドメモタレ) 同市同町竜神崎先端 同市同町瀬戸浦東鼻先端 同市同町芦辺浦東鼻先端 同市同町名島、前島の西端 佐賀県馬渡島東端 <p>(点)</p> <p>イ 基点1より高尾嶺見通し延長線と、基点7から6を通る直線の延長線との交点。</p> <p>ロ 基点1より高尾嶺見通し延長線と福岡県吾智網との協定ラインとの交点。</p> <p>ハ 基点4と5を結ぶ直線の midpoint から点ニを通る直線の延長線と福岡県吾智網との協定ラインとの交点。</p> <p>ニ 基点3から110度、1,500メートルのところ。</p> <p>ホ 基点2から0度、1,250メートルのところ。</p> <p>ヘ 基点2より高尾嶺見通し延長線と、点ホとチを結ぶ直線との交点。</p> <p>ト 基点2より高尾嶺見通し延長線と、基点7から6を通る直線の延長線との交点。</p> <p>チ 基点2から90度、1,550メートルのところ。</p>	2月1日から4月30日まで	定めなし	20トン未満	長崎県壱岐市芦辺町（瀬戸浦、箱崎大左右触、箱崎諸津触、箱崎江角触、箱崎本村触、箱崎谷江触、箱崎中山触、箱崎釘ノ尾触を除く）に住所を有する者	対象とする	対象とする

壱岐振興局専決許可 ー移行公示ー

現在の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
ひらめ・かれい・雑魚一重さし網漁業	固定式さし網	固定式さし網（ひらめ・かれい・雑魚一重さし網）漁業（箱崎地区）	次の点イとロを結ぶ直線の延長線以北及び基点4と点ハを結ぶ直線の延長線以東の芦辺町地先海面。ただし、共同漁業権北共第45号の区域並びにその共同漁業権の外郭から沖出し2,000メートルの線によって囲まれた区域及び火棚曾根周辺海域(壱岐市芦辺町魚釣崎東端から真方位353度55分、6,790メートルの地点を中心とする半径1,500メートルの円で囲まれた海域のうち、同地点より真方位180度、600メートルの点を通る東西の線以北の海域)を除く。 (基点) 1. 壱岐市芦辺町芦辺浦東鼻先端 2. 壱岐市芦辺町瀬戸浦東鼻先端 3. 壱岐市芦辺町竜神崎先端 4. 壱岐市勝本町と同市芦辺町との最高高潮時海岸線における境界 (点) イ 基点1と2の中点。 ロ 基点3から110度、1,500メートルのところ。 ハ 基点4から0度、1,500メートルのところ。	2月1日から10月31日まで	定めなし	20トン未満	長崎県壱岐市芦辺町瀬戸浦、箱崎大左右触、箱崎中山触、箱崎江角触、箱崎谷江触、箱崎本村触、箱崎釘ノ尾触、箱崎諸津触の区域に住所を有する者	対象とする	対象とする
かわはぎ・雑魚一重さし網漁業	固定式さし網(かわはぎ・雑魚一重さし網)漁業(壱岐東部地区)	固定式さし網(かわはぎ・雑魚一重さし網)漁業(壱岐東部地区)	次の点、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、トの各点を順次結んだ各直線に囲まれた区域。 (基点) 1. 壱岐市石田町乙島灯台 2. 同市同町筒城崎南崎東端 3. 佐賀県馬渡島東端 4. 壱岐市芦辺町名島、前島西端 5. 同市同町竜神崎先端 6. 同市同町瀬戸浦東鼻先端 7. 同市同町芦辺浦東鼻先端 8. 同市同町八幡浦左京鼻先端 9. 同市同町長者原崎先端 (点) イ 基点5から110度、1,500メートルのところ ロ 基点6と7を結ぶ直線の中点と点イを結ぶ直線の延長線と基点1と2を結ぶ直線の延長線との交点 ハ 基点6と7を結ぶ直線の中点から点イを通る直線の延長線と福岡県吾智網との協定ラインとの交点 ニ 基点9より高尾嶺見通し延長線と福岡県吾智網との協定ラインとの交点 ホ 基点3と4を結ぶ直線の延長線と基点9より高尾嶺見通し延長線との交点 へ 基点3と4を結ぶ直線の延長線と基点8より高尾嶺見通し延長線との交点 ト 基点1と2を結ぶ直線の延長線と基点8より高尾嶺見通し延長線との交点	2月1日から4月30日まで	定めなし	20トン未満	長崎県壱岐市芦辺町（瀬戸浦、箱崎大左右触、箱崎諸津触、箱崎江角触、箱崎本村触、箱崎谷江触、箱崎中山触、箱崎釘ノ尾触を除く）に住所を有する者であること。ただし、固定式さし網(ひらめ・かれい・雑魚一重さし網)漁業(壱岐東部地区)との重複許可は行わないものとする。	対象とする	対象とする
はえなわ式ふぐかご漁業	かご漁業	かご（はえなわ式ふぐかご）漁業	壱岐市沿海とする。ただし、共同漁業権の区域を除く。	7月1日から11月30日まで	定めなし	20トン未満	長崎県壱岐市に住所を有する者	対象とする	対象とする

壱岐振興局専決許可 ー移行公示ー

現在の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
はえなわ式めたうなぎかご漁業	かご漁業	かご（はえなわ式めたうなぎかご）漁業（郷ノ浦町地区）	共同漁業権北共第50号の沖出し区域とする。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月1日から12月31日まで	定めなし	20トン未満	長崎県壱岐市郷ノ浦町の区域に住所を有する者	対象とする	対象とする
		かご（はえなわ式めたうなぎかご）漁業（勝本町地区）	共同漁業権北共第43号の区域及びその沖出し区域とする。	1月1日から12月31日まで	定めなし	20トン未満	長崎県壱岐市勝本町の区域に住所を有する者	対象とする	対象とする
はえなわ式雑魚かご漁業		かご（はえなわ式雑魚かご）漁業(郷ノ浦町地区)	次の点イ、ロおよび点ハ、ニを結んだ直線と最高高潮時海岸線に囲まれた郷ノ浦町沿岸海域。 (点) イ 壱岐市郷ノ浦町細崎突端 ロ 壱岐市郷ノ浦町嫦娥島南端 ハ 壱岐市郷ノ浦町嫦娥島北端 ニ 壱岐市郷ノ浦町烏帽子崎突端	1月1日から12月31日まで	定めなし	20トン未満	長崎県壱岐市郷ノ浦町の区域に住所を有する者	対象とする	対象とする
		かご（はえなわ式雑魚かご）漁業(石田町地区)	共同漁業権北共第47、48、49号の区域及びその沖出し区域とする。	1月1日から12月31日まで	定めなし	20トン未満	長崎県壱岐市石田町の区域に住所を有する者	対象とする	対象とする
		かご（はえなわ式雑魚かご）漁業(箱崎地区)	共同漁業権北共第45号の区域及びその沖出し区域とする。	4月1日から8月31日まで	定めなし	20トン未満	長崎県壱岐市芦辺町（瀬戸浦、箱崎大左右触、箱崎諸津触、箱崎江角触、箱崎本村触、箱崎谷江触、箱崎中山触、箱崎釘ノ尾触を除く）の区域に住所を有する者	対象とする	対象とする
はえなわ式つば漁業	たこつば漁業	たこつば（はえなわ式つば）漁業（郷ノ浦町地区）	壱岐市沿海とする。ただし、共同漁業権の区域を除く。	12月1日から9月30日まで	定めなし	20トン未満	長崎県壱岐市郷ノ浦町の区域に住所を有する者	対象とする	対象とする
まげさし網漁業	固定式さし網	まげさし網漁業(郷ノ浦町地区)	共同漁業権北共第50号の区域とする。	1月1日から12月31日まで	定めなし	20トン未満	長崎県壱岐市郷ノ浦町の区域に住所を有する者	対象とする	対象とする
手繰第2種自家用餌料びき網漁業	小型機船底びき網漁業	小型機船底びき網(手繰第2種自家用餌料びき網)漁業（石田町地区）	共同漁業権北共第47、48、49号の区域とする。	5月1日から11月30日まで	定めなし	20トン未満	長崎県壱岐市石田町の区域に住所を有する餌料えびの自給を必要とする釣、延縄漁業を行う者	対象とする	対象とする
うに・あわび・さざえ潜水器漁業	潜水器漁業	潜水器（うに・あわび・さざえ潜水器）漁業（石田町地区）	共同漁業権北共第47号、48号の区域とする。	9月20日から10月31日まで	定めなし	20トン未満	長崎県壱岐市石田町の区域に住所を有する者	対象としない	対象とする

壱岐振興局専決許可 ー移行公示ー

現在の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
1 そうびき地びき網漁業	地びき網漁業	地びき網（1 そうびき地びき網）漁業（石田町地区）	次の点1と2及び3と4を結ぶ直線と最高高潮時海岸線とによって囲まれた区域とする。 （点） 1. 壱岐市石田町筒城東触潮井川突端標識 2. 壱岐市石田町筒城東触七湊漁港北旧防波堤突端標識 3. 壱岐市石田町錦浜川尻西波止突端 4. 壱岐市石田町元之瀬南端標識	1月1日から1月2月31日まで	定めなし	20トン未満	長崎県壱岐市石田町の区域に住所を有する者	対象としない	対象としない